

入札説明書

沖縄県企業局が発注する「自家用電気工作物保安管理業務委託(阿嘉浄水場)」に係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和3年3月17日

2 入札に付する事項

- (1)件名 自家用電気工作物保安管理業務委託(阿嘉浄水場)
- (2)業務内容 仕様書による
- (3)契約期間 令和3年4月1日～令和4年3月31日
- (4)履行場所 座間味村字阿嘉地内
- (5)その他 本業務は、「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約であり、翌年度において当該契約にかかる歳入歳出予算について減額または削除があった場合、本契約は解除する。

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1)入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者とする

- ① 沖縄県内に本社(本店)、又は支社(支店・営業所)を有すること。
- ② 電気事業法施行規則第52条の2の要件を満たす法人であること。
- ③ 電気主任技術者を当該委託に配置できること。
- ④ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- ⑤ 本契約に関する入札公告のあった日から入札の日までの間に沖縄県から入札参加資格制限措置、又は指名停止を受けていないものであること。
- ⑥ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始、又は民事再生法(平成11年法律第226号)に基づく民事再生手続開始の申立てをしていない
- ⑦ 沖縄県暴力団排除条例(平成23年沖縄県条例第35号)第2条第2項に規定する暴力団員(以下、暴力団員)又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(2)入札に参加する者に求められる事項

上記要件を満たすことを証明する書類を提出できること。

(3)その他の入札参加条件

仕様書に記載する内容を履行することができること。

4 入札説明書及び仕様書に対する質問

本入札に関し質問がある場合は、下記により行うこととする。

- (1)質問期限 令和3年3月22日(月)午後5時まで
- (2)提出方法 持参又はファクシミリ送信によること
- (3)回答方法 回答は質問期限の翌日以降に北谷浄水管理事務所にて掲示するとともにファクシミリ送信により行う。

5 入札参加資格の確認・提出書類

本入札に参加を希望する者は、参加資格の有無の確認を行うので、次に掲げる書類を直接又は郵送

により提出すること。また、提出された書類に不備等がある場合は受付期間内に補正することを認める。なお、提出された書類の返却はしない。

(1) 申請書類の提出期限

この公告の日から令和3年3月23日(火)までの午前9時から午後5時までの間(土曜日、日曜日および祝日を除く。) 郵送(必着)または持参にて提出すること。

(2) 申請書類の受付場所

〒904-0113 沖縄県中頭郡北谷町字宮城1-27
北谷浄水管理事務所 海水淡水化センター
電話番号 098-936-5257

(3) 提出書類

- ① 様式1 一般競争入札参加資格確認申請書
- ② 業務に従事する者の職氏名および資格証
- ③ 様式2 同種・同規模契約の実績、契約書等の写し

(4) 入札参加資格の決定

審査結果は、電話連絡する。

6 入札保証金に関する事項

入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則(昭和47年沖縄県規則第12号)第100条の規定により、見積る契約金額の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) 保険会社との間に沖縄県企業局を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合

(2) 国(独立行政法人、公社を含む。)、沖縄県企業局及び沖縄県、若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを証明する書面を提出する場合
※平成31年3月25日以降に契約期間が満了したものが対象となる。

(3) 入札保証金に係る書類

次のいずれかに該当する書類を令和3年3月22日(月)午後5時までに提出すること。

① 入札保証金免除の場合

同種・同規模契約の履行実績(様式2)及び契約書の写し
入札保証契約をした場合はその証書

② 入札保証金を納付する場合

入札保証金納付書発行依頼書(様式3)を提出すること。確認後、納入通知書を発行するので、金融機関にて納付し、領収書の写しを提出すること。

7 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和3年3月25日(木) 14時30分

(2) 場所 北谷浄水管理事務所 海水淡水化センター

8 入札に関する注意事項

(1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人物が同一事項について行った2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印章又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合又はその他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者の行った入札
- (9) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (10) 入札参加資格確認申請において虚偽の申請を行った者のした入札

10 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係ない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者がいない場合は直ちに再入札を行う。入札回数は3回(1回目の入札を含む)までとする。
- (4) 再度入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定に基づき、随意契約ができるものとする。

11 入札及び開札の立会い等

- (1) 入札及び開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- (2) 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、身分証明書等を提示しなければ鳴らない。

12 契約保証金に関する事項

- (1) 落札者は、財務規則第101条第1項の規程により、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除される。
 - ① 保険会社との間に沖縄県公営企業管理者 企業局長を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
 - ② 国(独立行政法人、公社を含む。)又は沖縄県企業局および沖縄県、若しくは沖縄県以外の地方公共団体と同種、同規模の契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを証明する書面を提出する場合
※平成31年3月25日以降に契約期間が満了したものが対象となる。

13 その他

- (1) 落札者は、落札決定の日から7日以内に契約の取り交わしを行うものとする。
- (2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 入札参加者は、入札公告及びこの入札説明書並びに契約条項を熟読の上、入札に参加すること。
- (4) 当該入札に定めのない事項については、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行

令及び財務規則の定めるところによる。